

## 「大和郡山市物価高騰にともなう子育て世帯応援給付金」のお知らせ(市制度)

コロナ禍における物価高騰等の影響により経済的な影響を受けている子育て世帯の家計を支援するため、市独自の給付を実施します。この給付金に所得制限はありません。

**対象児童**＝原則0歳から18歳までの児童(平成16年4月2日から令和4年10月31日までの間に出生した児童)令和4年10月31日時点で大和郡山市に住民登録のある保護者に養育されている児童に限ります  
婚姻している児童は対象になりません

**支給対象者**＝対象児童の保護者のうち主たる生計維持者の人で

1. 大和郡山市から令和4年11月分の児童手当・児童扶養手当を受給している世帯 12月16日振込済
2. 所得上限限度額を超過していることにより、児童手当・児童扶養手当を受給していない世帯
3. 大和郡山市から児童手当を受給していない世帯(職場で児童手当を受給している公務員世帯を含む)
4. 児童が高校生等のみの世帯

**支給額**＝児童1人あたり12,000円

**申請**＝〈対象者のうち1に該当する人〉12月16日振込済

〈対象者のうち2.3.4に該当する人〉支給対象と思われる世帯には、11月末に本市から給付内容や確認事項が書かれた確認書または申請書を送付しました  
必要事項があればご記入いただいたうえで、子育て支援課に郵送または窓口にご提出ください

※市から様式が届かない人は市ホームページからダウンロードしていただくか、ご連絡いただければ送付します。

**申請期限**＝2月3日(金)(必着)

**問合せ**＝子育て支援課 給付係(内線522)

## 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」のお知らせ(国制度)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。該当される人で申請がまだの場合は、2月28日(火)までに申請してください。(一定の収入制限あり。)

**対象者**＝◆平成16年4月2日以降に生まれた児童(一定以上の障害がある場合は20歳までの児童)を養育しているひとり親世帯の人で、

1. 令和4年4月分の児童扶養手当が支給されている人(振込済)
2. 公的年金給付等を受けていることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
3. 児童扶養手当の受給資格に該当する人で、新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準になっている人

◆平成16年4月2日以降に生まれた児童(一定以上の障害がある場合は20歳までの児童)を養育しているひとり親以外の世帯の人で、

4. 令和4年4月分の児童手当が支給されている人、または特別児童扶養手当が支給されている人で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の人(振込済)

5. 4以外の人のうち、対象児童を養育する人で令和4年度分の住民税均等割が非課税の人(例：高校生のみ養育世帯)や、直近で収入が減少し、非課税世帯と同じ水準になっている人

**支給額**＝児童1人あたり5万円

**申請**＝〈対象者のうち1.4に該当する人〉振込済

〈対象者のうち2.3.5に該当する人〉**要申請** 該当と思われる人は子育て支援課に申請をしてください  
申請書の様式は市ホームページからダウンロードしていただくか、ご連絡いただければ送付します

**申請期限**＝2月28日(火)(必着)

※3月分の児童手当または特別児童扶養手当の認定または額改定の認定請求をした人等の申請期限は3月15日(水)です。

**問合せ**＝子育て支援課 給付係(内線522)

### みんなで徹底しよう 三ない運動

贈らない!

求めない!

受け取らない!

これらのものも、政治家の寄附禁止の対象となります。

秘書等が代理で出席する場合の結婚祝



地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差入



お祭りへの寄附・差入



町内会の集会・旅行等の催物への寸志・飲食物の差入



落成式・開店祝等の花輪



病気見舞



お歳暮・お年賀



入学祝・卒業祝



葬儀の花輪・供花



秘書等が代理で出席する場合の葬儀の香典



総務省 なるほど! 選挙「寄附の禁止」

総務省 寄附の禁止

検索

(公財) 明るい選挙推進協会

明るい選挙推進協会 三ない運動

検索